

愛知県知事指定 指定訪問看護事業所

はず訪問看護ステーション

(重要説明事項)

令和7年10月現在

1. 当事業所は、愛知県知事指定の指定訪問看護事業所です。

名称 はず訪問看護ステーション
住所 愛知県西尾市一色町赤羽上郷中113番地1
指定番号 2365990023

2. 当事業所では、次の指定訪問看護事業を実施します。

- ①病状、障害の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等、日常生活の世話
- ④褥瘡の予防、処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他、医師の指示による医療処置

3. 訪問看護事業に携わる職員は、次の通りです。

管理者（看護師） 伊奈由香利
看護師 鈴木佳苗、山本美和
榊原加代子、小野亜衣、牧 春菜
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 必要に応じて訪問します

4. 相談窓口

当事業所は、利用者保護支援の観点より、以下の通り苦情、相談を受けております。

担当者 伊奈由香利
電話 0563-72-0877 090-1094-0997
受付時間 月～金 8:30～17:30

※その他の相談窓口は以下のとおりです。

西尾市役所 健康福祉部 長寿課 0563-65-2119
安城市役所 保健福祉部 介護保険課 介護審査係 0566-71-2257
碧南市役所 健康推進部 高齢介護課 介護係 0566-41-3311

岡崎市役所 福祉部 長寿課 介護サービス室介護給付班 0564-23-6682
蒲郡市役所 市民福祉部 長寿課 介護保険係 0533-66-1176
愛知県国保連合会 介護保険課内 苦情相談室 052-971-4165

5. 営業日及び営業時間は次の通りです。

①営業日 月曜日～土曜日

ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日、8月13日～8月15日は休業とさせていただきます。

②営業時間 午前9時～午後5時

※具合が悪くなった場合は、以下の連絡先にお問い合わせください。

0563-72-0877

090-1094-0997

6. 通常の事業の実施地域

西尾市の区域

7. 利用料等

①保険給付の自己負担額を、以下のとおりお支払いいただきます。

【要介護の方】

訪問看護 所要時間30分未満 491円(1回)

所要時間30分以上1時間未満 858円(〃)

所要時間1時間以上1時間30分未満 1,175円(〃)

理学療法士等の訪問の場合 20分当たり 306円(〃)

※2割負担の方

訪問看護 所要時間30分未満 982円(1回)

所要時間30分以上1時間未満 1,715円(〃)

所要時間1時間以上1時間30分未満 2,351円(〃)

理学療法士等の訪問の場合 20分当たり 613円(〃)

※3割負担の方

訪問看護 所要時間30分未満 1,472円(1回)

所要時間30分以上1時間未満 2,573円(〃)

所要時間1時間以上1時間30分未満 3,526円(〃)

理学療法士等の訪問の場合 20分当たり 919円(〃)

【要支援の方】

訪問看護 所要時間30分未満 470円(1回)

所要時間30分以上1時間未満 827円(〃)

所要時間1時間以上1時間30分未満 1,136円(〃)

理学療法士等の訪問の場合 20分当たり 296円(〃)

※ 2割負担の方

訪問看護 所要時間 30分未満	940円 (1回)
所要時間 30分以上 1時間未満	1,655円 (〃)
所要時間 1時間以上 1時間30分未満	2,272円 (〃)
理学療法士等の訪問の場合 20分当たり	592円 (〃)

※ 3割負担の方

訪問看護 所要時間 30分未満	1,410円 (1回)
所要時間 30分以上 1時間未満	2,482円 (〃)
所要時間 1時間以上 1時間30分未満	3,407円 (〃)
理学療法士等の訪問の場合 20分当たり	888円 (〃)

深夜 (午後 10時～午前 6時) に訪問した場合	規定時間料金×1.5倍
夜間 (午後 6時～午後 10時) に訪問した場合	規定時間料金×1.25倍
早朝 (午前 6時～午前 8時) に訪問した場合	規定時間料金×1.25倍

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

利用者の身体状況やご希望に応じてかかる主な費用として、下記のものがあります。

項目	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	313円	625円	938円
特別管理加算 (1月)	521円 又は 261円	1,042円 又は 521円	1,563円 又は 782円
緊急時訪問看護加算 (1月)	598円	1,196円	1,794円
退院時共同指導加算	625円	1,250円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算 (1月)	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 (死亡された月)	2,605円	5,210円	7,815円

※自己負担額は概算額です。

③ガーゼ等の衛生材料を使用した場合は、実費を申し受けます。

④西尾市の区域外の地域の方の指定訪問看護事業に要した交通費については、以下を申し受けます。

通常の事業の実施地域を越えてから片道1キロメートルごとに
55円 (消費税込)

⑤死後の処置を行った場合は、11,000円 (消費税込) を申し受けます。

8. サービス提供の記録

- ①当事業所では、居宅介護サービスの提供日、サービスの内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額、その他必要な事項を記録し、これを5年間保存します。
- ②利用者からの申し出があった場合には、上記のサービス提供の記録を文書の交付、その他適切な方法によりその情報を提供します。

9. 個人情報の利用

当事業所で得た個人情報は、下記の目的に限り使用します。

- ①看護、介護サービスの提供
- ②介護給付費の請求事務
- ③運営管理のうち、利用開始・終了等の管理、会計・経理、事故等の報告、医療・看護・介護サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ④事業所内で行う検討等
- ⑤施設案内等の送付
- ⑥医療法人社団福祉会内部での情報共有
- ⑦審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧他の保健医療関連業種との連携
- ⑨家族等への利用者の状況説明
- ⑩賠償責任保険などに係る専門団体、保険会社等への相談、届出

なお、生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。また、利用目的が変更される場合には、事前に変更事由を説明し、同意を得た上で利用変更します。

10. 実習生・研修生の受け入れ

当事業所は、地域医療・福祉の発展及び在宅サービスの普及を目的として、実習生・研修生の受け入れを積極的に行っております。同行訪問などの受け入れにご協力をお願いいたします。

11. 災害時の対応

当事業所は、災害や警報発令時には職員の安全確保のため、訪問を控えさせていただく場合があります。また、訪問中に緊急警報などが発令された場合もサービスを途中で中止させていただくことがあります。

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選任しています。

管理者：伊奈由香利

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業

者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 業務継続計画の策定について

①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

15. ハラスメント対策について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所の職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

西尾市一色町赤羽上郷中 1 1 3 番地 1
はず訪問看護ステーション

説明者 氏 名 _____ (印)

私は、本書面により事業者から訪問看護サービスについて、重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続 柄) _____

(代書した理由) _____